参考資料3

平成26年10月28日
内閣官房副長官補室

エボラ出血熱に関する政府の体制について

感染在外邦人の対応

海外における感染邦人への対応
（日本への搬送を含む）

日本国内発生時等の対応

水際対策、拡大防止等（在外感染邦人の日本搬送後の治療等対応を含む）

エボラ出血熱対策関係閣僚会議　10月28日（火）閣議にて設置決定、閣議後開催

議長：内閣総理大臣、副議長：官房長官、厚生労働大臣

構成員：総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、国家公安委員会委員長

エボラ出血熱に関する関係省庁対策会議

局長級　議長：危機管理監、副議長：副長官補（内政）、副長官補（事態）

課長級（幹事会）

情報連絡室/官邸連絡室/官邸対策室、緊急参集チーム等の初動対応は事態室。
危機管理監において、閣僚会議等の開催について上申する。

上記関係閣僚会議、関係省庁対策会議の事務局として、内閣官房に**エボラ出血熱対策室**を設置する。
（設置：10月28日（火））

エボラ出血熱対策に関する体制図

会議体

エボラ出血熱対策関係閣僚会議

議　長 ： 内閣総理大臣

副議長 ： 内閣官房長官、厚生労働大臣

構成員 ：総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、国家公安委員会委員長

エボラ出血熱に関する関係省庁対策会議（局長級）

議　長 ： 内閣危機管理監

副議長 ： 内閣官房副長官補（内政担当）、内閣官房副長官補（事態担当）

構成員 ：内閣官房、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省の関係部局の局長級

事務局体制

内閣危機管理監

副長官補（内政）、副長官補（事態）

内閣官房エボラ出血熱対策室